

租税特別措置法等の一部を改正する法律案要綱

最近の経済情勢等を踏まえ、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例等所要の措置を講ずるほか、各種の租税特別措置における企業組織再編成に係る税制の整備その他所要の措置を講ずることとし、次により租税特別措置法等の一部を改正することとする。

一 租税特別措置法の一部改正（第1条関係）

1 住宅税制

- (1) 住宅借入金等に係る税額控除制度について、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間を次のとおりとする新住宅ローン減税制度を創設することとする。（租税特別措置法第41条関係）

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1%

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合については、居住用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の本法による改正前の措置と同様の措置とする。

- (2) 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法第41条の5関係）
- (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度の適用期限を3年延長することとする。（租税特別措置法第36条の6関係）
- (4) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、適用対象に次の贈与を追加した上、その適用期限を平成15年12月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第70条の3関係）
- ① その者の所有する住宅について一定の増築、改築等の費用に充てるため

に受ける金銭の贈与

- ② その者又はその者の配偶者の所有するすべての住宅（住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたものに限る。）について当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

（注）上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得した金銭に係る贈与税について適用することとする。（附則第32条関係）

- (5) 住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を平成15年3月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第72条～74条関係）

2 中小企業の設備投資の促進等

- (1) 中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の適用期限を平成14年3月31日まで延長することとする。（租税特別措置法第10条の7、第42条の12関係）
- (2) 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合を平成14年3月31日までに開始する事業年度（個人については、平成14年分まで）については100分の10と、平成14年4月1日以後に開始する事業年度（個人については、平成15年分）については100分の6とした上、その適用期限を2年延長することとする。（租税特別措置法第10条、第42条の4関係）

3 金融関係税制

- (1) 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行うこととする。（租税特別措置法第41条の14、第42条の3関係）

- ① 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成15年3月31日までの期間（以下「適用期間」という。）内に、商品取引所法に規定する先物取引（一定の取引を含む。以下「商品先物取引」という。）をし、かつ、当該商品先物取引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得（以下「商品先物取引に係る雑所得等」という。）については、他の所得と分離

して20%の税率により課税する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上損失の金額が生じたときは、その損失の金額は生じなかったものとみなす。

- ② 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならない。
- ③ 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済の約定価格等一定の事項を記載した調書（以下「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。
- ④ 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。
- ⑤ 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則を定める。

- (2) 非居住者又は外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、その適用対象に日本銀行及び税務署長の承認を受けた適格外国仲介業者（情報交換条項を有する租税条約の相手国の法人であることその他一定の要件を満たす者に限る。）に対し寄託された一括登録国債の利子を追加することとする。

（租税特別措置法第5条の2関係）

- (3) 特定短期国債等に係る源泉徴収免除等の特例制度について、次の措置を講ずることとする。（租税特別措置法第41条の12、第42条の3関係）

- ① 対象となる国債の範囲に、財政融資資金法及び財政融資資金特別会計法の規定により発行される国債を追加する。
- ② 一括登録国債の寄託者の範囲の拡大に伴い、特定短期国債等の混蔵寄託

(注) 上記の改正は、平成13年4月1日以後にされる認定に係る事項についての登記に係る登録免許税について適用することとする。(附則第38条関係)

四 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成13年4月1日から施行することとする。(附則第1条関係)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の八」を「第九条の五」に、「第六十八条の六」を「第六十八条の七」に改める。

第二条第二項第三号及び第四号を次のように改める。

三 被合併法人 法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人をいう。

四 合併法人 法人税法第二条第十二号に規定する合併法人をいう。

第二条第二項第十三号を同項第二十九号とし、同項第十二号を同項第二十八号とし、同項第十一号を同項第二十七号とし、同項第十号中「第二条第二十六号」を「第二条第二十五号」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第九号中「第二条第二十四号」を「第二条第二十三号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第八号中「第二条第二十三号」を「第二条第二十二号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第五号から第七号までを十六号ずつ繰り下げ、同項第四号の次に次の十六号を加える。

五 分割法人 法人税法第二条第十二号の二に規定する分割法人をいう。

衆の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条第四項中「第四十一条の十四第一項」を「第四十一条の十五第一項」に改め、同条を第四十一条の十五とし、第四十一条の十三の次に次の一条を加える。

(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間(第三項及び第四項において「適用期間」という。)内に、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百二十九号)第二条第六項に規定する先物取引(同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。以下この条において「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条並びに第一百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係

る雑所得等の金額」という。)に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額(以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。)」とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額(租税特別措置法第四十一条の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した

金額とする。）」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額（商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他

前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

- 3 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。
- この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。
- 一 その商品先物取引の委託をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより

当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長)

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長

4 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第二百二十六条の二十一の約定価格等をいう。）その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。）を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下

この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第四十一条の十八第二項中「第四十一条の十八第一項」を「第四十一条の十九第一項」に改め、同条を第四十一条の十九とし、第四十一条の十七の次に次の一条を加える。

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例)

第四十一条の十八 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

第四十二条の三の見出しを「(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調書の提出等に係る罰則)」に改め、同条第一項第一号中「同条第十四項」を「同条第十六項」に改め、「規定する支払の取扱者」の下に「若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長」を加え、同項第二号中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「又は同条第十七項」を「若しくは同条第二十項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、同項第三号中「第四十一条の十二第二十項」を「第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同

項第四号中「第四十一条の十二第二十項」を「第四十一条の十二第二十三項又は第四十一条の十四第七項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第四十一条の十二第十六項」を「第四十一条の十二第十九項」に、「又は同条第十七項」を「若しくは同条第二十項」に改め、「特定短期国債等の償還金の支払調書」の下に「又は第四十一条の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調書」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

第四十二条の三の二第一項中「、第九条の五第三項後段」を削り、「、第四十一条の十四、第四十一条の十五又は第四十一条の十七」を「又は第四十一条の十四から第四十一条の十八まで」に、「、第四十一条の十四、第四十一条の十五並びに第四十一条の十七」を「並びに第四十一条の十四から第四十一条の十八まで」に改める。

第四十二条の四第一項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「百分の十に」を「百分の六（平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度については、百分の十）に」に

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二十条第四項中「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、同項第二号中「合併による」とあるのは「合併又は分割による」と、「又は合併」とあるのは「又は合併若しくは分割」と、「超える資本の金額」とあるのは「超える資本の金額又は分割をした会社の当該分割の直前における資本の金額から当該分割の直後における資本の金額を控除した金額を超える資本の金額」と、同項第四号中「合併」とあるのは「合併又は分割」とする」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

理由

最近における社会経済情勢等にかんがみ、住宅借入金等に係る所得税額控除制度の控除期間及び控除限度額の拡充等による新たな住宅ローン減税の実施、中小企業投資促進税制の延長等の投資の促進等に資する措置及び上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税を存続する経過措置の延長等の金融関係の措置を講ずるとともに、認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特例及び贈与税の基礎控除の特例の創設、個人の土地等に係る長期譲渡所得に対する課税の特例制度における税率軽減の特例等の延長等の土地税制の改正、合併・分割等の企業の組織再編成に対応するための各種特別措置の整備等を行うほか、技術等海外取引に係る所得の特別控除制度の見直し等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて交際費の損金不算入制度、住宅用家屋に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改 正 案

現

行

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の五)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 特別税額控除及び減価償却の特例(第十条―第二十条)

第二款 準備金(第二十条の二―第二十条の六)

第三款 技術等海外取引に係る課税の特例(第二十一条)

第三款の二 鉱業所得の課税の特例(第二十二条―第二十四条)

第四款 農業所得の課税の特例(第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十五条の二―第二十八条の四)

第三節 給与所得及び退職所得(第二十九条―第二十九条の六)

第四節 山林所得及び譲渡所得等

第一款 山林所得の課税の特例(第三十条・第三十条の二)

第二款 長期譲渡所得の課税の特例(第三十一条―第三十一条の四)

第三款 短期譲渡所得の課税の特例(第三十二条)

第四款 取用等の場合の譲渡所得の特別控除等(第三十三条―第三十三条の六)

第五款 特定事業の用地買収等の場合の譲渡所得の特別控除(第三十四条―第三十四条の三)

第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)

第七款 譲渡所得の特別控除額の特例等(第三十六条)

第七款の二 居住用財産の買換えの場合等の長期譲渡所得の課税の特例(第三十六条の二―第三十六条の六)

第八款 特定の事業用資産の買換えの場合等の譲渡所得の課税の特例(第三

目次

第一章 同上

第二章 同上

第一節 利子所得及び配当所得(第三条―第九条の八)

第二節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第三款の二 同上

第四款 同上

第五款 同上

第三節 同上

第四節 同上

第一款 同上

第二款 同上

第三款 同上

第四款 同上

第五款 同上

第六款 同上

第七款 同上

第七款の二 同上

第八款 同上

合には、当該特定短期国債等に係る外国間接寄託者）が当該特定短期国債等の混蔵寄託をする受寄金融機関等とする。以下この項において「支払の取扱者」という。）は、その償還金の支払を受ける者の各人別に、その支払を受ける者の氏名又は名称及び住所、その支払をした特定短期国債等の償還金の額その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（次項から第二十三項までにおいて「特定短期国債等の償還金の支払調査書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等での償還金の支払事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

21| 第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に規定する特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調査に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調査書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十三項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定短期国債等の譲渡対価の支払調査書又は特定短期国債等の償還金の支払調査書とみなす。

22| 前項に定めるもののほか、特定短期国債等の譲渡対価の支払調査書又は特定短期国債等の償還金の支払調査書の提出の特例その他第十九項及び第二十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

23| 省略

24| 省略

25| 第二十三項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）

第四十一条の十四 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの期間（第三項及び第四項において「適用期間」という。）内に、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第六項に規定する先物取引（同条第七項に規定する商品市場において行われる同条第八項第一号ホに掲げる取引を含む。）以下この条において「商品先物取

還金の額その他の財務省令で定める事項を記載した調査書（次項から第二十項までにおいて「特定短期国債等の償還金の支払調査書」という。）を、その支払をした日の属する年の翌年一月三十一日までに（政令で定めるところによりその支払の取扱者の営業所等での償還金の支払事務を取り扱うもの所在地の所轄税務署長（以下この項において「所轄税務署長」という。）の承認を受けた場合には、その支払をした日の属する月の翌月末日までに）、当該所轄税務署長に提出しなければならない。

18| 第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡の対価の支払をする法人又は前項に規定する特定短期国債等の償還金の支払の取扱いをする者は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、これらの規定により調査に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「磁気テープ等」という。）の提出をもつてこれらの規定による調査書の提出に代えることができる。この場合における前二項、次項及び第二十項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、それぞれ特定短期国債等の譲渡対価の支払調査書又は特定短期国債等の償還金の支払調査書とみなす。

19| 前項に定めるもののほか、特定短期国債等の譲渡対価の支払調査書又は特定短期国債等の償還金の支払調査書の提出の特例その他第十六項及び第十七項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

20| 同上

21| 同上

22| 第二十項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

引」という。)をし、かつ、当該商品先物取引の決済(当該商品先物取引に係る商品の受渡しが行われることとなるものを除く。以下この条において「差金等決済」という。)をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による事業所得及び雑所得については、所得税法第二十二條及び第八十九條並びに第六十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該商品先物取引による事業所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。))に対し、商品先物取引に係る課税雑所得等の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二條から第八十七條までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二十に相当する金額に相当する所得税を課する。この場合において、商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二條第一項第三十號から第三十四號の三までの規定の適用については、同項第三十號中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税特別措置法第四十一條の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する商品先物取引に係る雑所得等の金額(以下「商品先物取引に係る雑所得等の金額」という。))とする。

二 所得税法第六十九條の規定の適用については、同條第一項中「事業所得の金額」とあるのは「事業所得の金額(租税特別措置法第四十一條の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)に規定する差金等決済に係る同項に規定する商品先物取引による事業所得がないものとして計算した金額とする。))と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(商品先物取引に係る雑所得等の金額を除く。))とする。

三 所得税法第七十一條から第八十七條までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、商品先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四 所得税法第九十二條及び第九十五條の規定の適用については、同法第九十二條第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税特別措置法第四十一條の十四第一項(商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例)」と、「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び租税特別措置法第四十一條

の十四第一項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」と同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、同項に規定する商品先物取引に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税特別措置法第四十一条の十四第一項（商品先物取引に係る雑所得等の課税の特例）の規定による所得税の額」とする。

3) 五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者（法人税法別表第一に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。）は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この項及び次項において同じ。）を、その差金等決済に係る商品先物取引の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者（以下この項から第五項までにおいて「商品取引員等」という。）に告知しなければならない。この場合において、当該商品先物取引の差金等決済をする者は、当該商品取引員等にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該商品取引員等は、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その商品先物取引の委託をした場合 当該商品先物取引の委託を受けた商品取引所法第二百二十六条第三項に規定する商品取引員（以下この号において「商品取引員」という。）の営業所その他これに準ずるもの（以下この号において「営業所等」という。）の長（商品先物取引の委託の取次ぎにより当該商品取引員に当該商品先物取引の委託をした場合にあつては、当該委託の取次ぎを引き受けた商品取引員の営業所等の長）

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該商品先物取引をした商品取引所法第二条第七項に規定する商品市場を開設した同条第一項に規定する商品取引所の長
商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行つた商品先物取引について差金等決済があつた場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の各人別に、その者の氏名及び住所、当該差金等決済ごとの決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の種類、数量及び対価の額又は約定価格等（商品取引所法第三十六条の二十一の約定価格等をい

う。)その他の財務省令で定める事項を記載した調書(次項及び第七項において「商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引の差金等決済があつた日の属する月の翌末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

5 商品取引員等は、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けた場合には、前項の規定により調書に記載すべきものとされる事項を記録した磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体(以下この項において「磁気テープ等」という。)の提出をもつて前項の規定による調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び第七項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該磁気テープ等は、商品先物取引に関する調書とみなす。

6 第二項及び前項に定めるもののほか、第三項の規定による告知の特例その他第一項、第三項及び第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の差金等決済に係る商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができる。

8 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

9 第七項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)

第四十一条の十五 省 略

2 省 略

3 前二項の規定の適用がある場合における所得税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第八十五条第三項	老人控除対象配偶者	租税特別措置法第四十一条の十五第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定に該当する控除対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者
----------	-----------	--

(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)

第四十一条の十四 同 上

2 同 上

3 同 上

同 上	同 上	租税特別措置法第四十一条の十四第一項(同居の特別障害者又は老親等に係る扶養控除等の特例)の規定に該当する控除対象配偶者若しくは老人控除対象配偶者
-----	-----	--

第四十一条の十六 削除

(認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例)

第四十一条の十八 個人が、第六十六条の十一の二第二項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)

第四十一条の十九 省略

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の十九第一項(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等(租税特別措置法第四十一条の十九第一項に規定するホステス等を含む。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定短期国債等の譲渡の対価等の支払調書又は商品先物取引に関する調書の提出に係る罰則)

第四十二条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十一条の十二第二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十六項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者若しくは同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第四十一条の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書又は第四

(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)

第四十一条の十八 同上

2 前項の規定の適用がある場合における所得税法第二百四条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第三号中「施設の経営者」とあるのは「施設の経営者及び租税特別措置法第四十一条の十八第一項(ホステス等の業務に関する報酬又は料金に係る源泉徴収の特例)に規定する事業を営む者」と、同条第三項中「ホステス等」とあるのは「ホステス等(租税特別措置法第四十一条の十八第一項に規定するホステス等を含む。)」と、「同項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとするほか、前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定短期国債等の譲渡の対価又は償還金の支払調書の提出等に係る罰則)

第四十二条の三 同上

一 第四十一条の十二第二項の告知書を同項の混蔵寄託をする際に同項に規定する受寄金融機関等の営業所等の長に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該受寄金融機関等の営業所等の長に提出した者又は同条第十四項の告知書を同項の償還を受ける際に同項に規定する支払の取扱者に提出せず、若しくは当該告知書に偽りの記載をして当該支払の取扱者に提出した者

二 第四十一条の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調書又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調書をこれらの調

十一條の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査をこれらの調査の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第四十一條の十二第二十三項又は第四十一條の十四第七項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十一條の十二第二十三項又は第四十一條の十四第七項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

2 前項第一号の罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二条の例に従う。

3 第四十一條の十二第十九項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調査若しくは同条第二十項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調査又は第四十一條の十四第四項に規定する商品先物取引に関する調査の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 省 略
5 省 略

（所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整）

第四十二條の三の二 第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の六、第十条の七第三項から第五項まで若しくは第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二から第三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、第五節、第四十一条の七第二項又は第四十一条の十四から第四十一条の十八までの規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の六、第十条の七第三項から第五項まで

書の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの調査に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

三 第四十一條の十二第二十項の規定による当該職員との質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第四十一條の十二第二十項の規定による検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

2 第四十一條の十二第十六項に規定する特定短期国債等の譲渡対価の支払調査又は同条第十七項に規定する特定短期国債等の償還金の支払調査の提出に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者が、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、これを二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

3 同 上
4 同 上

（所得税法の特例と定率による税額控除の特例との調整）

第四十二條の三の二 第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第九条の五第三項後段、第十条、第十条の二第三項若しくは第四項、第十条の三第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の四第三項から第五項まで若しくは第十一項、第十条の五第三項から第五項まで若しくは第十一項、第二十五条、第二十八条の四、第四節第二款から第八款まで、第三十七条の十、第三十七条の十二から第三十七条の十四まで、第三十九条、第四十条の二第二項、第五節、第四十一条の七第二項、第四十一条の十四、第四十一条の十五又は第四十一条の十七の規定の適用がある場合における所得税等負担軽減措置法第六条の規定の適用については、所得税等負担軽減措置法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、租税特別措置法第三条の三第四項後段、第八条の三第四項第一号、第八条の五第一項後段、第九条、第九条の五第三項後段、第十条、第十条の二第三項及び第四項、第十条の三第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の四第三項から第五項まで及び第十一項、第十条の五第三項から第五項まで

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十三年三月三十一日

イ 第一条中租税特別措置法の目次の改正規定、同法第二条第二項の改正規定、同法第八条の五第一項第一号の改正規定、同法第九条の四から第九条の八までの改正規定、同法第三十一条の二の改正規定（同法第二項第七号ロの改正規定を除く。）、同法第三十七条の十第四項の改正規定、同法第四十条の五の改正規定、同法第四十二条の三の二第一項の改正規定（、第九条の五第三項後段「を削る部分に限る。」）、同法第五十二条の三の改正規定、同法第五十五条から第五十六条の二までの改正規定、同法第五十六条の四の改正規定、同法第五十七条の改正規定（「当該計算した金額」を「当該金額」に改め、「の百分の十三に相当する金額と当該超える部分の金額の百分の二に相当する金額との合計額」を削る部分及び「百分の九」を「百分の八」に改める部分を除く。）、同法第五十七条の三から第五十七条の九までの改正規定、同法第五十八条第七項の改正規定、同法第五十八条の二の改正規定、同法第五十八条の三の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十一条第六項の改正規定、同法第六十一条の二の改正規定、同法第六十四条の改正規定（同法第二項第二号に係る部分及び同法第六項を改める部分を除く。）、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定（「第七条第一項」の下に「、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第十三条第一項」を加える部分を除く。）、同法第六十五条の二の改正規定、同法第六十五条の三の改正規定（同法第一項第四号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の四の改正規定（同法第一項第三号イに係る部分及び同項第二十一号に係る部分を除く。）、同法第六十五条の七の改正規定（「同表の第二十一号の場合と同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は第二十二号」を「同表の第二十二号」に、「これらの号」を「同号」に、「百分の九十とする。」を「、百分の九十」に改める部分、同法第一項の表の第四号、第九号、第十一号及び第二十一号を改める部分並びに同法第七項を改める部分を除く。）、同法第六十五条の八の改正規定（「同表の第二十一号の場合と同号の下欄に掲げる資産については百分の六十とし、同表の第十一号の場合又は

租税特別措置法等の一部を改正する法律案参照条文

○投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「委託者指図型投資信託」とは、信託財産を委託者の指図（政令で定める者に指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該政令で定める者の指図を含む。）に基づいて主として有価証券、不動産その他の資産で投資を容易にすることが必要であるものとして政令で定めるもの（以下「特定資産」という。）に對する投資として運用することを目的とする信託であつて、この法律に基づき設定され、かつ、その受益権を分割して複数の者に取得させることを目的とするものをいう。

2 省 略

3 この法律において「投資信託」とは、委託者指図型投資信託及び委託者非指図型投資信託をいう。

4 5 17 省 略

18 この法律において「投資信託委託業者」とは、第六条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。

19 この法律において「投資法人」とは、資産を主として特定資産に對する投資として運用することを目的として、この法律に基づき設立された社団をいう。

20 この法律において「登録投資法人」とは、第百八十七条の登録を受けた投資法人をい

(公債及び借入金)

第十一条 財政融資資金において運用の財源に充てるため必要があるときは、この会計の負担において、公債を発行し、又は借入金をすることができ。

2 前項の規定による公債及び借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(公債の発行限度及び借入金の借入限度の繰越し)

第十二条 前条第二項の規定により国会の議決を経た金額のうち、当該年度において発行又は借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、財政融資金の長期運用に対する特別措置に関する法律(昭和四十八年法律第七号)第三条の規定によりその翌年度において運用することができる金額の範囲内で、当該翌年度において、公債を発行し、又は借入金をすることができ。

○商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「商品取引所」とは、商品又は商品指数について先物取引をす
るために必要な市場を開設することを主たる目的としてこの法律に基づいて設立された
者をいう。

6 この法律において「先物取引」とは、商品取引所の定める基準及び方法に従つて、商品市場において行われる次に掲げる取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において商品及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的物となつてゐる商品の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができると取引

二 当事者が商品についてあらかじめ約定する価格（以下「約定価格」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品の価格の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当事者が商品指数についてあらかじめ約定する数値（以下「約定指数」という。）と将来の一定の時期における現実の当該商品指数の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

四 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引
ロ 第二号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）
ハ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で商品取引所の定めるものを含む。）

7 この法律において「商品市場」とは、一種の上場商品又は上場商品指数ごとに、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引を行うために商品取引所が開設する市場をいう。

一 上場商品に係る商品市場 当該上場商品に係る前項第一号に掲げる取引又は同項第二号に掲げる取引

二 上場商品指数に係る商品市場 当該上場商品指数に係る前項第三号に掲げる取引

8 この法律において「商品市場における取引」には、前項各号に定める取引のほか、商品取引所が、定款で定めるところにより、商品市場において次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める取引をすることとしたものを含むものとする。

一 上場商品に係る商品市場 次に掲げる取引

イ 一 省 略

ホ 当事者の一方の意思表示により当事者間において当該上場商品の売買取引を成立させることができる権利（以下「実物オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引

二 省 略

（取引の受託等の許可）

第二百二十六条 商品市場における取引の委託を受け、又はその委託の取次ぎを引き受けようとする者は、主務大臣の許可を受けなければならない。

2 省 略

3 許可の種類に係る商品市場における取引の委託又はその委託の取次ぎは、当該商品市場について第一項の許可を受けた者（外国の法令に準拠して設立された法人については、国内に営業所を有するものに限る。）（以下「商品取引員」という。）でなければ、受け、又は引き受けてはならない。

○特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

- 第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- 2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。
- 一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。
 - イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。
 - ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。
 - 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。）若しくは公職